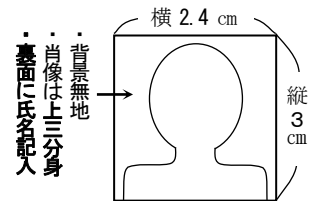


小型移動式クレーン運転技能講習

この講習は岩手労働局長登録機関(登録番号3-412)として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの業務に就くときは、技能講習修了証を有する者でなければ、就業できないことになっております。

この講習を受講し学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 日 時 (1) 学科 令和3年5月13日(木) 9:00~17:00 (受付8:35~8:50)
令和3年5月14日(金) 9:00~15:55 試験16:00~(受付8:35~8:50)
(2) 実技 令和3年5月15日(土) 8:30~16:30 試験16:35~(受付8:05~8:20)
2. 会 場 (1) 学科 アイ・ドーム(一関市東台50-46)
(2) 実技 大東興運輸(一関市狐禅寺字小倉沢2-1)
3. 受講資格 18歳以上の方(18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。)
4. 修了試験 学科・実技講習科目について修了試験を行います。
5. 受講料 **【全科目受講者】 31,955円** (消費税10%込) (受講料30,250円 テキスト代1,705円)
【一部免除者】 29,755円 (消費税10%込) (受講料28,050円 テキスト代1,705円)
6. 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。
(1) クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。
(2) 床上操作式クレーン運転技能講習を修了したもの。
(3) 玉掛け技能講習を修了したもの。
免除科目 (イ) 学科→小型移動式クレーンの運転のための必要な力学に関する知識
(ロ) 実技→小型移動式クレーンの運転のための合図
7. 申込締切日 **4月30日(金) ただし先着30名に達し次第締切らせていただきます。締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。**
申込者が少ない時や気象状況等により講習を中止、又は延期することがありますのでご了承願います。
8. キャンセルの取扱 **5月6日(木)以降の申込取消については、受講料はお返しいたしません。**
9. 申込方法 裏面「受講申込書」に**受講料・テキスト代・写真1枚**(右図参照。鮮明なもの)を添えてお申し込み下さい。又、一部免除申請のある方は、該当する免許証、修了証のコピー(顔写真が確認できるもの)を貼付願います。
(申込書はFAX可。免許証・修了証のコピー、写真は郵送願います)
〒021-0873 一関市台町8-23 TEL 0191-23-7729 FAX 0191-23-7720



※ 銀行送金の場合は、**締切日までに**下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

一関信用金庫駅前支店(普)0025433 / 岩手銀行一関支店(普)1424667 (公財)岩手労働基準協会一関支部

10. カリキュラム

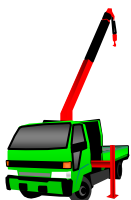
1日目(学科)	2日目(学科)	3日目(実技)
8:50~9:00 朝エテション	8:50~9:00 朝エテション	8:20~8:30 朝エテション
9:00~15:55 小型移動式クレーンに関する知識(6H)	9:00~12:05 原動機及び電気に関する知識(3H)	8:30~15:30 小型移動式クレーンの運転(6H)
16:00~17:00 関係法令(1H)	12:50~15:55 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識(3H)	15:30~16:30 小型移動式クレーンのための合図
	16:00~ 学科試験	16:35~ 実技試験(1H)
		※終了時間は試験の状況により前後します。

※ 昼食・休憩時間については、当日時間表にてお知らせいたします。

※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意下さい。

11. その他

- 一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参ください。
- 筆記用具を必ずご持参下さい(試験時は、**鉛筆・消しゴム**使用)。
- 受講票は、受付終了後(振込確認後)お渡し、又は郵送致します。当日講習会場の受付で提示願います。
- 学科修了後の実技日程を次回へ繰越等の変更は出来ませんので、充分ご注意下さい。
- 実技講習にはヘルメット(貸出有)、軍手、安全靴等服装を整えて下さい。
- 昼食をご持参下さい。(幹旋も致します。詳細は別途ご案内致します。)
- 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
- 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。



小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

No. _____

※協会使用欄

学科 令和3年5月13日(木)・14日(金)
実技 令和3年5月15(土)

実施管理者	原本確認	免除要件確認

ふりがな		生年 月 日	昭和	年	月	日
氏名			平成			
現住所	〒 _____ (番地まで詳しくご記入下さい)					
	TEL _____		緊急用(携帯電話)			

(※個人受講者は、記入の必要はございません。)

勤務地	所在地	〒 _____ (番地まで詳しくご記入ください)			
	事業場名 代表者名	TEL _____	FAX _____	担当者名	
				内線(_____)	
※該当箇所には○印をお付け下さい。	(公財)岩手労働基準協会 会員の有無	有 無	窓口以外で申込の場合の 受講票送付先と振込予定日	勤務先 自宅	振込予定日 月 日

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署)

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

受講一部免除申請書

運転士免許証・技能講習修了証貼付欄 ※必要に応じて裏面(修了証番号記載箇所)も貼付して下さい。

※一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

- (1)クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。
- (2)床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了したもの。

※受講一部免除申請者は、該当する運転士免許、技能講習修了証の写し(顔がはっきり確認できるもの)を申込書に貼付し、原本確認のため受講当日に必ずご持参下さい。

〈記入に際しての注意事項〉

- 1) 氏名(ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧に記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 2) 忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
- 3) 申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡、及び、お客様にとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用することはありません。